辟雍会修学支援金返還誓約書

東京学芸大学辟雍会会長　殿

借用金額　１０万円

私は，東京学芸大学辟雍会修学支援金貸与に関する要項を遵守し,支援金の貸与を受けた日から１年以内に，辟雍会の指定する口座に支援金の全額を返還いたします。なお,返還期日が卒業（修了）を超える場合は, 卒業（修了）する前月の月末までに返還いたします。

ただし，次のいずれかに該当するときは，直ちに支援金の返還をいたします。

　（１）退学，除籍となったとき

　（２）東京学芸大学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき

　（３）その他貸与を受けた者として適当でないと判断される事実があったとき

　　　　　　　　　　　　　　　　西暦　　　　年　　月　　日

　　　　　　　申　請　者　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　（本人との続柄　　　　　　　　　　）

（注）　返還の猶予を希望する者は，返還期限の前月の月末までに返還猶予願を提出し，許可された場合には返還を１年間猶予する。ただし，卒業(修了)する年度にあっては，猶予期限を卒業（修了）する前月の月末までとする。